

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 10 日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会

医 薬 ・ 保 険 課

民法の一部を改正する法律等の施行について（補足）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、令和 2 年 5 月 14 日付け日薬業発第 73 号にてご案内差し上げたところですが、本件は、薬剤師法（処方箋の保存期間、調剤録）や保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（処方せん等の保存）の取扱いに変更が生じるものではありません。

ご参考までお知らせいたしますので、貴会会員より照会のあった際には、ご対応のほどお願い申し上げます。